

「清酒の製法品質表示基準を定める件」及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(法令解釈通達)」の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本産酒類のブランド価値の向上を図る観点から、「清酒の製法品質表示基準を定める件」及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(法令解釈通達)」について、別紙1及び別紙2のとおり一部改正を予定しています。

この改正につき、御意見(日本語に限ります。)がございましたら、令和4年4月8日(金)(必着)までに、郵便等、FAX又はインターネット(e-Gov)により下記までお寄せください。

御意見には、「清酒の製法品質表示基準を定める件」及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(法令解釈通達)」いずれに関する意見か明記の上、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表をさせていただく場合がありますので御了承ください。

なお、電話での御意見には応じかねます。

おって、御意見に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【御意見の送付先】

○ 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 課税部酒税課 業務係 宛

○ FAXによる場合

FAX番号：03-3593-0406
国税庁 課税部酒税課 業務係 宛

○ インターネットによる場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

【お問合せ先】

国税庁 課税部酒税課 業務係
TEL：03-3581-4161(内線 3568)